

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

仏領ポリネシア向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっており、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今後も、各国からの要請に基づいて輸出証明書の発行が必要と考えられますので、可能な限り、事務手続きの簡素化を目指し、輸出証明書様式を一般化して、各国共通の様式になるよう協議を進めて参ります。

様式が決まり次第、速やかに各都道府県にお知らせしますので、今後も輸出証明書発行にご協力をいただくようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、今般、仏領ポリネシアについて、輸出証明書の取り扱いが下記のとおりとなりましたので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

仏領ポリネシアについては、5 月 7 日（現地時間 5 月 6 日）に EU の規制にほぼ準じた規制を導入する政令を公表し、我が国から仏領ポリネシアへ輸出される食品等に対して、我が国当局が発行する証明書の添付を求めています。このことについて、仏領ポリネシア政府は 7 月 5 日（同 7 月 4 日）に証明書様式等について公表しました。

このため、別紙の通り証明書の発行条件及び手続を定めましたので、当分の間各都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）による証明書の発行をお願いします。

なお、水産物については、別途水産庁において証明書を発行することとしております。

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された時期
2	13 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉及び神奈川）以外で収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された道府県
3	3 月 11 日以後に 13 都県で収穫・加工された食品・飼料	仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量を超えないこと

【参考：仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量】

食品に関する放射性物質の最大許容値（Bq/kg または Bq/L）

	乳児用食品	乳製品	消費用液体	その他食品
ヨウ素 131	150	500	500	2000
セシウム 134 及びセシウム 137	400	1000	1000	1250

飼料に関する放射性物質の最大許容量（Bq/kg）

	豚の飼料	家さん、羊、子牛の飼料	その他
セシウム 134 及びセシウム 137	1,250	2,500	5,000

仏領ポリネシア向けの証明書の発行条件及び発行手続きについて

第1 仏領ポリネシア向けの証明書発行の対象産品

日本から仏領ポリネシアへ輸出する全ての食品（日本で産出され、又は、日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）。）及び飼料

第2 証明書の発行要件

以下の1から3のいずれかの要件を満たす食品等に証明書を発行することとする。

- 1 平成23年3月11日より前に、生鮮品にあっては収穫、加工品にあっては加工されたものであること。
- 2 13都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉及び神奈川）以外の道府県で収穫・加工されたものであること。
- 3 13都県で収穫・加工されたもので、仏領ポリネシアが定める放射性物質基準に適合されたものであること。

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（6）に掲げる書類を都道府県の農林担当部局宛に提出する。
 - （1）仏領ポリネシア向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
 - （2）仏領ポリネシア政府への輸出申請書（別記様式2）
 - （3）第2の1に該当する場合は、収穫・加工された年月日を証明することができる書類
 - （4）第2の2に該当する場合は、収穫・加工された道府県を証明することができる書類
 - （5）第2の3に該当する場合は、仏領ポリネシア政府が定める放射性物質基準に適合されたことを証明することができる書類
 - （6）仏領ポリネシアへの輸出申請書記載事項を確認することができる書類
- 2 都道府県の農林担当部局は、1の（3）、（4）又は（5）の内容、1の（6）と仏領ポリネシア政府への輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、輸出申請書に署名押印することにより、証明書を発給する。

第4 申請先

都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局を含む。）は証明書を発行することができる。
 - （1）申請する対象品目が水産物である場合
 - （2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
 - （3）その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局を含む。）と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省大臣官房国際部国際経済課輸出促進室あて協議するものとする。

仏領ポリネシア向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

ANNEX

Declaration for the import into French Polynesia of

.....*

Consignment Code Declaration Number

According to the provisions of the ARRETE n ° 579 CM of 4 may 2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

.....
.....(competent authority referred to in Article 3)
DECLARES that the
.....(products referred to in Article 1)
of this consignment composed of:.....
.....
.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)
embarked at (embarkation place)
on (date of embarkation)
by(identification of transporter)
going to..... (place and country of destination)
which comes from the establishment
.....
.....(name and address of establishment)

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011.

☐ is originating in and consigned from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamagata, Niigata, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba or Kanagawa

☐ is consigned from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamagata, Niigata, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba or Kanagawa, but not originating in one of these prefectures and has not been exposed to radioactivity during transiting, or

☐ is originating in the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamagata, Niigata, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba and Kanagawa, and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the..... (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the maximum levels referred to in Article 2 . The analytical report is attached.

Done at on.....

Stamp and signature of
authorised representative of competent authority referred to in Article 3

* product and country of origin